

第2回 大阪府障がい者施策推進協議会  
手話言語条例評価部会

日 時：平成29年10月4日（水）  
10時から12時まで

場 所：大阪府公館

○事務局

定刻になりましたので、ただ今から「第2回 大阪府障がい者施策推進協議会 手話言語条例評価部会」を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めます障がい福祉室自立支援課です。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、障がい福祉室自立支援課長よりごあいさついたします。

○事務局

皆さま方、おはようございます。

○一同

おはようございます。

○事務局

自立支援課長でございます。本日は大変お忙しいところ、ご出席賜りましてありがとうございます。

さて、手話言語条例が施行されまして半年が経過いたしました。大阪府におきましては、各方面からの協力をいただきまして条例に基づく取組みを順次進めております。おかげさまで「こめっこ」を中心に、メディアに多く取り上げていただいているところでございます。また、府議会の各会派からの高い評価をいただいております。この機をとらえて、府民の皆さまの「手話が言語」という認識の普及をさらに進めてまいりたいと考えてございます。

本日は、前回6月の会議以降の取組みにつきましてご報告させていただくとともに、今後の取組みの方向性について、評価あるいはご助言をいただければと考えております。委員の皆さま方には、ご専門のお立場から忌憚のないご意見をちょうだいできればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、このような取組みは一朝一夕に効果が現れるものではございませんが、着実に一步一步積み重ねていくことが重要だと考えております。引き続きご支援のほどをよろしくお願いいたします。甚だ簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日ご出席の委員の皆さまをご紹介します。座席の順にご紹介させていただきます。誠に恐縮でございますが、時間の都合上、お名前のみのご紹介とさせていただきます。

長谷川委員、山本委員、大森委員、井澤委員、河崎部会長、慎委員、嵐谷委員、山本委員、大竹委員、長宗委員。本日、泉元委員はご欠席でございます。次に事務局ですが、自立支援課長のほか6名が出席しております。よろしくお願いいたします。

配布資料の確認をさせていただきます。

「次第」

「配席図」

「委員名簿」

資料1「手話言語条例」に基づく取組みについて」

別紙①「こめっこ」について」

別紙②「乳幼児期手話言語獲得ネットワークについて」

別紙③「社会人向け手話講座について」

別紙④「聴覚障がい者情報提供施設について」

参考資料「新生児聴覚検査推進体制整備事業」

「万博ビジョン案（中間とりまとめ）抜粋」

「大阪府障害者施策推進協議会条例・障害者施策推進協議会要綱」

以上ですが、配布資料の不足はございませんでしょうか。

また、ご報告ですが、当部会は運営要領の規定により原則、公開です。配布資料、委員、各委員の発言内容を議事録として大阪府ホームページで公開をする予定です。このため、録音をさせていただきます。ただし、委員名は記載いたしません。ご了解のほど、お願いいたします。

また、本日は過半数の委員にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。併せてご報告いたします。それでは、以降の議事進行について河崎部会長にお願いします。よろしく申し上げます。

○河崎部会長

はい。神戸大学の河崎です。今日もまたよろしく申し上げます。それでは、次第に従って議事を進めてまいります。今日の議題ですが、記載のとおり「手話言語条例」に基づく取組みに係る評価・助言等について」と「その他」です。終了は正午を予定しておりますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。資料1に沿って議事を進めてまいります。まずは、条例第2条「言語としての手話の認識」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局からご説明させていただきます。資料1に基づいてご説明いたします。

第2条「言語としての手話の認識の普及」に関して、これまで大阪府広報媒体のほか、パブリシティを通じてこれらの取組みを進めてきたところです。これまでの取組み状況として資料に記載のとおりでございますが、簡単にご説明しますと、『府政だより』などの広報媒体を使って普及啓発を図ったほか、パブリシティ活動の成果としては、テレビ5回、新聞12回、専門誌2回。このように取材・報道をしていただいているところでございます。

また、これらの成果として、今後の目標として掲げている「手話が言語である」と認識している府民の割合の調査結果は、昨年度段階で38.9%でありました。これを38.9%以上とするのが目標であるところ、今年の9月に実施した結果の速報値では、

56.4%となっております。この目標については達成ということとさせていただきます。

今後の方向性としては、今後も引き続きこれら広報活動等を進めるとともに、民間団体主催の勉強会での講演のほか、「府政学習会」という大阪府の取組みがございます。このようなさまざまな機会でも普及啓発を実施していきたいと考えております。事務局からは以上です。

○河崎部会長

ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明についてご質問やご意見等がありましたら、挙手にてご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、委員。

○委員

おはようございます。資料1について、第2条の中のアンケート調査で、その結果、昨年と今年度を比べると増えている。昨年度の場合は38.9%だったものが、手話は言語であるという認識、そして今年度9月の結果は56.4%という結果になっていますが、17ポイント上がったと思います。

17ポイント上がったというのは、どのようなことが理由で上がったと思われますか。PRの効果でしょうか。集中してPRをされたから、そのようにポイントが上がったのでしょうか。新聞とかマスコミの報道とかいろいろなところがあると思うのですが、そのあたりを教えてくださいたいと思います。続けてお願いいたします。

○事務局

事務局からお答えいたします。大阪府の手話言語条例の特徴的な取組みといたしましては、ほかの都道府県が一般的に実施しているようなパンフレットの配布やシンポジウムといった、狭い対象範囲としてのイベント・PRについては実施しないとさせていただいています。

その代わりに、「こめっこ」などの実効性のある取組みを実践的に実施することによって、その積み重ねによって、ジワジワと「手話が言語である」という認識の普及を図ってきたいということと、そういったいわゆる本物の取組みをやっていれば、必ずパブリシティは成功に結びつくということも一般原則としていわれていることとございます。その結果、ご報告させていただいているようにこの半年で20回近い報道がなされているところ、そういった実践的な取組みが報道に結びついたことによって、手話が言語との府民認識が向上した結果につながっていると考えております。以上です。

○河崎部会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかに何かご質問等ございますでしょうか。はい。それでは次に進めさせていただきます。

続きまして、第3条の1「こめっこ」の企画・運営、乳幼児期手話言語獲得ネットワークの運営について、事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局

事務局からご説明をさせていただきます。

まず、第3条に基づく取組みとしては、乳幼児とその保護者を対象に、言語としての手話の機会の獲得の場を提供する「こめっこ」という取組みについて、河崎先生を中心に大聴協（公益社団法人大阪聴力障害者協会）さんのご協力も得ながら展開しているところでございます。これらのノウハウ、課題の府内教育機関や児童発達支援機関等との共有を図るための場として、当該ネットワークの運営をさせていただいているところでございます。そこで出ている主なご意見についてご紹介させていただきます。

資料に記載のとおりでございますが、まず、「こめっこ」の制度をPRする手法を考えていくべきと、これについては1回目でもご説明したように、実効性あるパブリシティに結びついていることにより既に実施済みと考えております。

このほか、それぞれの支援機関等の現状を相互に知るというか、実際に見に行く機会を設定すべきと。当たり前の話ですが、調整は事務局である大阪府でやるといったご意見もありました。

また、「こめっこ」の基本的スタンスの確認などが行われながら、そういった「こめっこ」の成果をより深め、広げていくための研究の必要性ですとか、基本的に乳幼児を対象としている事業であるので、お子さまに障がいがあるとわかってからあまり期間の経っていない方々が「こめっこ」の対象となっていることから、障がい需要等についても相当な相談支援が必要といった観点から、そのような相談支援に対応できる人材の必要性についてもご意見があったりしたところです。

あとはミニ講演会とか、それから「手話ろうタイム10!」、後ほどご説明があると思いますが、河崎先生ご提唱の、聴覚に障がいのあるお子さんの保護者の方たちが楽しみながら、少しずつ確実に子どもとのコミュニケーションに必要な手話を身につけていくことができるという、「こめっこ」の一つの柱的取組みについても、今後の方向性等についてご意見があったところです。

その他、「こめっこ」を通じて、そういった取組みを平日にも展開していくべきではないかと。平日に展開をしていく際には、それぞれの機関が協力して取り組んでいくといったようなところも再確認されているところです。

ネットワークの概略としては以上でございます。

## ○河崎部会長

ありがとうございました。この企画・運営に関しては、このあと、「こめっこについて」ということで、詳細なご説明を大聴協から報告いただくということによろしいでしょうか。

それでは、事務局の報告に対する質問については、あとでそれだけを少しお聞きしたほうがよろしいですか、それとも。

○事務局

「こめっこ」とただ今私が説明をさせていただいたネットワークは一体不可分の関係にある取組みですから、併せて「こめっこ」についてご説明をしたのち、それらを総合的にご審議いただくという形で進めていただければと思います。

○河崎部会長

はい、わかりました。申し訳ありませんでした。それでは続きまして、委員より「こめっこ」に関しての説明をお願いいたします。

○委員

「こめっこ」は乳幼児期の手話の獲得支援事業として、大聴協が日本財団に助成を申請いたしまして大聴協主催でやっております。6月17日に2回目を開催してから先週9月30日までの間で、全8回開催いたしました。

第1・第3土曜日に、定期的に天満橋のドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）で開いております。そこが7回と、9月2日は阿倍野で特別企画を1回、開催いたしました。定例の内容は、前半はスタッフによるもの言いと保護者2人が絵本の読み聞かせであるとか、保護者の方とスタッフとの懇談の場所を設けている、そのようなやり方で進めています。

参加者に対するアンケートや河崎部会長からの助言もありまして、今のやり方は保護者に対する簡単な手話の勉強会、「手話ろうタイム10!」とありますが、その時間を設けております。これは一般的な手話ではなく、保護者と子どもが生活の中で、家で会話ができるということを目指したものです。生活言語としての手話を学ぶ場と考えております。子どもが生活の中で自分の親に言いたいこと、また逆に親が子どもに伝えたいこと、それを手話という言葉できちんと伝えられるように、そのような配慮から始めました。一般的な手話講習会とは内容は別です。

また、スタッフや子育て経験のあるろうの保護者のミニ講演も取り入れております。外部の方も招へいして講演をしていただく時間を作ったり、今後は、実際に「こめっこ」のボランティアに当たっていただける方とかに自分の子育ての経験なども話していただく予定になっております。

ほかにもネットワーク会議、今まで何回もやりましたが、そこで出た要望に対して、先ほど事務局から要望がありました。平日の活動というものもこれから課題であると考えています。できるだけ参加する方々の要望に応じて柔軟に対応をしていきたいと考えております。来年度も引き続き、日本財団に助成の申請をして取り組んでいくことになるかと思っております。締切が10月いっぱいなので、今、内容の確認などを進めているところです。

簡単ですが、これで報告とさせていただきます。

○河崎部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局の説明並びに委員の説明について、何かご質問やご意見等ありましたら、挙手の上よろしくお願いいいたします。はい、委員どうぞ。

○委員

2点ほど教えていただきたいと思っております。1つは、これまでの取組み状況の2つ目の丸の中の、「・・・課題等を共有し、・・・のための福祉教育関係機関等・・・」と。前回の評価部会で質問させていただいたときに「このネットワークはあくまでも「こめっこ」の運営を考える」ではなくて、「実施した報告を受けて課題の整理や分析を行う」、そのような集団であると聞かせていただいています。

一般的にいえばモニタリング的な機能を持った集団だと思うのですが、モニタリングであれば、そのような課題の整理や分析した結果をまた事業に返していくのが一般的な取り組み方だと思うのですが、返していき方がもう少しはっきりしないのと、この「課題などを共有し」となっているのですが、共有をいったい誰と誰とというか、どこで行うのかがもう一つはっきりわかりにくいので、それを説明していただきたいと思います。

前回は結果を受けるだけというように聞いていたのですが、結果としては返すところがないと会として機能しないのではないかと思いますので、こちらが一番確認したいところです。

それと、構成メンバーについてですが、前回もやはり質問させていただいたのですが、推薦をというようなことが大聴協からありまして、こちらからも推薦をさせてもらったのですが、どのような形で招集されているのかももうひとつよくわからなくて、いわゆる部会長の何というか個別的なというか、諮問機関のような形なのか。本来でしたら部会長の招集であるとか、そのあたりの招集の仕方がもうひとつよくわからないので教えていただきたいと思います。以上です。

○河崎部会長

はい。ありがとうございました。それでは、事務局、2点についてお答えお願いいいたします。

○事務局

はい。今、2点いただきまして、まず1点目の、モニタリング結果のフィードバックの方法及びフィードバック結果の共有先がどうなのかということでございます。

フィードバックの方法は、ネットワーク会議を開催し、「こめっこ」の運営状況についてのご報告を受け、それについてご議論をいただいてその場で共有をするという手法を取っております。フィードバック先はどこなのかということですが、まさにその「こめっこ」の取組みを通じた課題の共有を図る場ということですので、当該会議の参加者にフィードバックをしているということでございます。

メンバーをどのように決めていくかについては、これは規約に基づいて決めていくということでございます。以上です。

○河崎部会長

ございますか。

○委員

少し言葉の問題かもわからないのですが、もうひとつよくわかりにくくて。事業の現場に返していくと受け止めてよいのでしょうか、フィードバックということは。そうでないと、たぶん課題の整理がもうひとつ、やっていることの意味がわかりにくいと思うので、ネットワークの場だけで共有することではないと思うのですが。そこを、はっきりしたことを聞きたいと思います。

それと、規約に基づいてということなのですが、少しわかりにくいので具体的にどのようなことなのか教えていただきたいと思います。

○河崎部会長

事務局、よろしく願いいたします。

○事務局

事業の現場に返っていくように総合的に配慮されていると考えております。規約は、先日お諮りさせていただいたとおりでございますが、基本的には府内の教育それから児童発達支援等団体がお入りいただくということで考えております。以上でございます。

○河崎部会長

ありがとうございました。はい、委員、どうぞ。

○委員

ネットワーク会議のメンバーとこちらの手話言語条例評価部会のメンバーと重なってはおりますが、評価部会のメンバーが全部入っているわけではありません。そのあたりが少し引かかるのでは。

というのは、例えば、ろう者としてこの評価部会には、大聴協と聴覚障害者福祉会、全日本ろうあ連盟（一般財団法人全日本ろうあ連盟）の理事が入っております。本来であればネットワーク会議に呼んで、全日本ろうあ連盟の意思をお伺いする。これまで大阪等ではろうあ運動をけん引してきた大通研も入ってくださればと思っております。

○事務局

これまでご説明しているとおり、「こめっこ」については今後3年程度の試行的実習を重ねて、平成32年度の福祉3センターの機能としての位置づけも視野に検討をしていくと。それをネットワーク会議で共有等も図りつつ、ここの部会で評価検証もいただくという体制をさせていただきます。その中で平成32年度以降の展開を考える際には、ただ今いただいたご意見のご視点も踏まえながら検討していきたいと考えております。以上です。



○河崎部会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい、委員。

○委員

2つほど質問があります。1つ目は、別紙3の第1回「こめっこ」の活動報告のところです。第1回から7回までを読ませていただいたのですが、表で見ますとメモ書きのような形になっておりますが、少しわかりにくいので、大事なところはこの問題はこれであるというような課題についてとか、良かった面は何であるかとか、その点を書いていないので、第1回目にそれぞれカリキュラムといいたいまいしょうか、それに基づいて楽しく指導をして遊んだ、そして終わりました、結果というだけ。

例えば、このような問題があった、課題があったとか、そのようないろいろなことがこの報告には書いていないのでわかりません。判断材料がないということで、見てもわからないということが1点です。

そして2つ目が、11ページをご覧ください。「こめっこ」を知ったきっかけ」とあります。アンケートを見させていただきますと、70%が身内からの宣伝で知ったということになっております。70%、例えば支援学校や友人・知人、あるいは大聴協から。この3つを合わせますと70%くらい。ほとんど身内の宣伝となっております。残り30%がというのは少ないと思います。

市町村あるいは行政機関からの3人。我慢して来た(?)なという、3人というのが残念だと思っております。これまででしたら、市町村が新生児スクリーニングを行っておりますが、そこで調査の結果、「聞こえにくいな」という、聞こえない、そのような疑いを持たれた場合、そのような新生児がいた場合、それを選択肢として情報を、「このようなことがありますよ」と知らせることになっていくかとは思っております。

ほとんどは「耳鼻科に行ってください」というだけで終わってしまうのではないかと。「耳鼻科に行ってください」で終わってしまって、それから、例えば補聴器でありますとか、人工内耳でありますとか、その相談のレベルで止まっております。だから、手話言語を獲得するというような情報提供がなされていないのではないかと考えることができるのではないかと、この数字を見て思っております。

もし、市町村での新生児スクリーニングのときに「聞こえにくいな」という疑いがある場合には、「耳鼻科へ行ってください」とそれだけではなく、手話言語を獲得するための場、例えば「こめっこ」という教室がありますよ」とか、そのような情報提供をきちんとすれば、この市町村・行政機関から知ったというだけではなく、もっと数が増えてくるのではないかと考えています。

○河崎部会長

ありがとうございます。ご意見をいただきましたが、この件について事務局からお答えいただくことはありますでしょうか。

## ○事務局

はい。広報方法と課題等の整理が不十分ではないかというご指摘をいただきましたが、まず広報方法についてご説明させていただきます。

ご指摘のありました資料の別紙1の11ページ。7割近くがいわゆる身内というご指摘でしたが、口コミ等による広報効果の結果として来られているというご指摘でございますが、これは実は、当初の予定どおりの結果でございます。

こういった880万人の府民がいる中で、この評価部会の前身である条例検討部会の議論の流れの中でも、だいたい府内には一世代あたり50人程度、聴覚に何らかの障がいのあるお子さんがいらっしゃるのではないかと推測されるデータの提供もあった中で、現在、お通いいただいている方々の人数からすると、当初の予定を大きく超えて「こめっこ」に来ていただいているのかなとは考えております。

そのような中で7割程度が口コミという、非常にパーソナルな面が強いながらも、信頼性の強い広報方法でこの「こめっこ」につながっていただいているというのは、いわゆるマーケティング論一般に照らしますと、非常に効率かつ効果的な広報結果になっていると考えているところでございます。3割程度がいわゆるバズという方法によってご確認いただいて、そういったところからつながっていただいているということも、一般的なマーケティング理論に照らせば適正な結果ではないかと考えております。

その上で委員のご意見としては、新生児聴覚スクリーニング検査からどのようなルートをとっても適正に「こめっこ」につながると、そういったルートの確立が必要ではないかということであったと思います。新生児聴覚スクリーニング検査後、「こめっこ」に何らかのルートを通っても適正につながる手法、体制については、事務局としてしっかりと課題として受け止めさせていただき、先ほども申し上げましたが、平成32年度の府立視聴覚障がい者情報提供施設のオープンに向けて、そういった体制が確保されるよう具体的に検討を進めていくことによって、しっかりと体制を整えていきたいと思っております。

それから、2点目の「こめっこ」の具体的な課題等に関しましては、事務局等からご説明させていただくよりも、「こめっこ」にスーパーバイザーとして関わっていただき、日常、私どもも含めますと深夜1時、2時まで、メール等で調整の労を中心的な役割として取っていただいている河崎部会長からコメントをいただくのが適切ではないかと考えています。以上です。

## ○河崎部会長

ありがとうございました。前回のこの評価部会では、委員が聴覚スクリーニング検査後の子どもたちに対して「こめっこ」の存在を知らせていく、家族に届けていくことについての取組み・工夫をすべきではないかと発言してくださったことをよく覚えております。

そのときに保健師さんたちとも連携ができればいいのではないかという、具体的な案をいただきました。そしてこの件については、その後、大阪府も非常に熱心にそのルートを探ることをされているとも聞いていますので、今日、聴覚スクリーニング検査との関連の取組みが後ほど出てくるようですが、またそのときにご説明いただけるのではないかと思います。医療との連携はなかなか難しい、課題の多いところではありますが、本当に根気よく取り組んでいくということにおいては、皆、事務局も私も、また大聴協も、気持ちを一つにしていくものと私は思っております。

「こめっこ」活動の現状についての評価を含めた、体制などを含めた報告についてですが、どのくらいの子どもたちが、家族が集まってくれるかわからないという状況で、模索しながら試行錯誤で進めている1年目ですから、毎回、終わったあとに振り返りをして、どのような意見、どのような様子が見られたかを詳細に話し合って次の工夫につなげていくということの繰り返しで、2週間に1回という開催頻度で進めておりますので、私も正直なところ、「こめっこ」のことを考えない日は1日もない。「こめっこ」についての連絡とか、計画を立てたりすることがない日は1日もないという今年度を過ごしています。

ですから、整った形で反省点や課題等を今の時点でお伝えすることがなかなか難しいのですが、それでもその中で、家族が求めておられる話し合いのテーマや情報といったものがずいぶん理解されてきた。

また、0歳から6歳までの子どもたちを対象にしたときに、1冊の絵本を選ぶにあたってもどれだけ配慮をしなければならないかということが痛感されてきた。3・4・5歳児を対象に絵本を読む場合にも、その表現、どの年齢の子も置いていかない形で、手話を嫌いにしない形で絵本行事を進めていくには、どのような表現をしたり、どういう子どもとのやり取りをそこに含ませていくかといったことについても、本当に勉強しながら進めています。

絵本を選ぶ、リハーサルをする、それらにも非常に時間を使っていますし、またミニ講演にせよ、ある程度時間を取る講演にせよ、お呼びする講師の方々については、お任せして「どうぞ、お話しください」ということは一切しておりません。あらかじめコーディネーターとしての私がお話の内容についてきちんとお聞きして把握した上で、集まってこられる保護者、ご家族が必要とするものを必要とする形で差し出しながら、かつ、「こめっこ」として期待している「手話言語の獲得」に意欲的になっていただけるように、子どもたちが手話に出会うという一つの権利がどんどん入っていくようにという、細かい部分まで配慮して企画させていただいていますので、本当に20分のミニ講演についても数時間の準備をして、時には先にインタビューを行って、その上で内容をともに固めてからお話ししていただくという形で進めています。

ですから、報告することは本当にたくさんあって、共有していただきたいと思うのですが、一端をお伝えしまして、こういった反すうを続けながらやっている活動であると

ということだけ、ご理解いただけたらいただければと今は思っております。ありがとうございました。

どうぞ。

#### ○委員

すみません、もう一つ、お話はわかりました。できれば現場、第8回以降の現場で数字だけ載せるのではなく、聞こえない乳幼児が手話獲得のあとどのように成長したのか、成長した様子も毎回書いてほしいと思うのです。行き詰まったな、困ったなということも含めて書いていただきたいと思います。1回、2回と比べてみると、その流れがわかると思うのです。何も書いていないと、お話を聞いてもなかなかイメージがつかめないのです。そのようなことで、それをお願いいたします。

一つ、新しい情報を提供したいと思います。いつだったかは忘れたのですが、8月の末ごろだったと思うのですが、全日本ろうあ連盟がありますよね。日本耳鼻科学会と東京で初めて対面しまして、テーマが何かといいますと、「人工内耳に対する見解」を連盟が発表したのです。耳鼻科学会で発表させていただきました。耳鼻科学会のほうも抵抗なく、お互いに腹を割って情報を交換しました。最終的な結果は、日本耳鼻科学会としてやはり手話言語を獲得することの大切さを、少しずつなのですが、認識し始めていただいているような状態なので、今後、定期的に学会と全日本ろうあ連盟が会って情報交換する場所を作っていくことを確認しました。ということ、皆さんに情報提供いたします。新生児スクリーニングと結びつくかなと思って、私も期待しております。

もう一つ、資料1です。第3条のところですが、「こめっこ」の企画が書いてあります。今後の方向性ということで、平成30年度に日本財団に申請する予定だと書いてありますが、少し引っかかる場所があります。プログラムを、カリキュラムですかね、平成29年度と同じようにされるのか。それとも反転した、2年目は第一段階のその上に乗せたプログラムにされるのか、それとは関係なく昨年度と同じようなことをそのまま続けられるのか。そのあたりのことがわからないので、ご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

来年度、仮に申請をし、仮に申請が通ったとして、具体的にどのようなことを展開するかについてですが、これも事務局が説明するよりも、もともとこの手話言語条例検討部会で、乳幼児期の言語としての手話の獲得、ことさらに車の両輪、日本語と手話の両方を獲得支援することによって、言語、コミュニケーション能力、そして心理面の発達を促すということの重要性を提唱された、また、それらについて京都で実践的な活動を積み重ねてこられた河崎部会長から、それら内容についても後ほどお言葉をいただいたほうがいいのかと思います。

昨年度の部会での議論を踏まえて、この「こめっこ」の準備活動等に関する調整業務等を行っている事務局としても、基本的な考え方を前もってご説明させていただきますと、基本的には河崎先生が研究に基づき実践を積み重ねてこられてきた、「にじっ

こ」という京都での取組みが「こめっこ」の大前提かつベースとなっているというところでございます。

ダイヤモンドのように磨きに磨いてこられている取組みの結晶が、現在の「こめっこ」ですから、今これ以上、付け加えてということもおっしゃっていただきましたが、基本的にはこれ以上付け加えることはないのかなと。むしろ、磨きにかかっていくべきのかなと事務局としては考えているところですが、先ほどのネットワーク会議での意見交換等のご報告でも触れさせていただきましたし、大聴協の委員からのご説明にもありましたように、平日活動について府内の関係機関からのご要望等が日増しに高まっています、一部、具体的な調整にも着手しているところです。

そういった平日活動に関しては、ある意味、プラスアルファというか本来やるべきことであると事務局としては考えておりますが、スタッフ等の兼ね合いからプラスアルファになる面もございますので、そういった意味ではプラスアルファのものとして、来年度の申請あるいは活動に反映させていただく必要があると考えております。

これ以上のご説明は、河崎部会長やその他ご関係者、大聴協さん等にバトンタッチさせていただきたいと思っております。

#### ○河崎部会長

ありがとうございました。少し言葉を足させていただきますが、まず、委員から、先日の耳鼻科学会との話し合いについてのうれしい報告をしていただきましたこと、ありがたく思います。会合に先立って、実は、全日本ろうあ連盟の事務局から私にも問い合わせをいただきました。

というのは、やはりこの大阪府と大聴協との協定に私も参画させていただいて展開している「こめっこ」という活動が、まさに聴覚障がい児が発見されたあとの言語獲得という点で、手話とその聴覚活用とをどのようにタイアップしていくかを考えるときに重要だという判断があったようで、まずは、大阪の意見をというか、「こめっこ」事業に至る流れ、言語獲得についての考え方を聞いておきたいということで連絡をいただきました。

私も新聞を見ましたが、聴覚障害者新聞の中に載せられていた記事にも大阪府という言葉が出ていましたので、委員がおっしゃったとおり、本当にこの「こめっこ」がそのような点でも注目されているということを楽しんでおります。

それから、平成30年度に向けての展開という、またありがたい質問をいただきました。この件については、スタッフと、お金がどのように確保されていくのかということがベースにあつてのことになると思うのですが、実は、先ほど説明いたしました中でやはり抜けていたのが、研究についてのご報告であったと私は感じています。

今年度は研究ということをそれほど念頭に置いて始めた年ではなかったので、前回の評価部会の際に「研究も大事ではないか」と、委員からもご発言いただき、私もそう思っていたということで、今年度はそこに取り組んでいく準備期間として、取組み開始

についてご承諾、ご賛同いただきました。来年度はこの研究活動がとても重要な柱になってくると思っています。

「こめっこ」という活動を通して育ってくる子どもたちが、どのように教育の中で、社会の中で認められていくか、評価されていくかというところの橋渡しも含めてとなりますので、今後、それぞれネットワークの存在価値が大きくなるだろうと思っています。

つまり、手話に出会うというところでは、家族の手話に対する理解を得るというところでは、「こめっこ」が一つの役割を果たす。そのあと、療育も、教育も「こめっこ」がするわけではありませんので、ネットワークに賛同くださっている療育施設あるいは聴覚支援学校が、「こめっこ」の存在意義をご理解いただいた上で、その子どもたちを受け入れ、育てていってくださるといふ、そのような意味で、ネットワークの持つ意味が大きくなってくると感じています。

この事業を続けていくことができるということを見越して、私も来年度に向けて、早速ドーンセンターの同じお部屋を1年にわたって確保する準備を進めていただければと、本当にお願いをしたいところなのです。本年度はそれが整っていませんでしたので、今日はここ、その次はあっちとか、「今日はお部屋が小さいので、3歳から上の子どもさんたちはお休み」とかいうことになっていますが、来年度は、毎月第1・第3土曜日はこの場所で「こめっこ」があると位置づけて、根気強く一定した内容で、具体的な内容は毎回工夫しますが、一定のリズムで子どもたちを育てていく、お父さん、お母さんが安心できる場にしていきたいと思っています。

ただ、そうすると、あとから「にじっこ」に入ってくる子どもさんたちや家族は不安になります。ある程度出来上がった集団の場に対する気後れもあるでしょう。だから、そろそろ、これからは初回面接といえますか、はじめて参加して下さるご家族に対しては丁寧に面接をして、それでお話を聞いて、安心して集団の中に入っていただくという橋渡しも必要になってくると思います。このあたりは、心理士を中心とする面接の専門性が重要になってくるのではないかと考えています。子どもたちが吸い取り紙に水がしみ込むように、「今なら手話を入れていける」というときに、どのように支援できるか。そこに平日活動の話題が絡んでくることになってくると思います。平日活動については、具体的には、また別にお話をするほうがよろしいでしょうか。今、少しお話をしておくほうがよろしいのですか。実は、私が今から申し上げることは、すでに大聴協さんには私のおおまかな案ということで提出させていただいています。

#### ○委員

簡単なものはいただいております。

#### ○河崎部会長

はい。それで、またご検討いただくということになっていただろうと思います。平日活動の柱が2つありまして、前回のネットワーク会議ではすでに発言させていただいているのですが、1つ目は、療育施設の要望に添えて、平日に「こめっこ」のスタッフが

療育教室に出向いてそこで絵本を読むとか、お母さん方に手話を教えるというような時間を持つというものです。0歳児グループから入って、お膝の上にいる赤ちゃんを抱きながら絵本を読む、絵本に親しんでいく、手話に親しんでいくということからやってくださいという要望も出ていますので、それは0歳児から「こめっこ」につながってもらうのにとってもよいチャンスになろうかと思っております。

また、お母さん方がゆったりと手話を勉強できる時間をもてるように、大聴協の建物ですね、ろうあ会館の中で時間を設けて、お母さんに来ていただいて勉強するというようなことができればと思っております。こちらについては大聴協でも相談をしていただき、大阪府とも調整をして進めていただくことになるかと思っております。以上です。

はい、よろしく願いいたします。

#### ○委員

先ほどネットワーク会議の話が出たのですが、私はネットワーク会議に参加してはいますが、今回は事務局に注文したいことが一つあります。

何の話かといいますと、先ほど皆さまから、いろいろなことがあった「こめっこ」は、注目されている、マスコミでも報道されている、ほかに似たような事業をやっている所もあることもわかってきていますが、ほとんどが放課後デイサービスの事業所のような所なのですが、0歳から6歳までの子どもたちに対する事業所というのはまだないようです。けれども、可能であれば「こめっこ」を見学したいという話が出ている、そのような話が出ているのですが、確かに注目はされているとは思いますが。関心を持って「こめっこ」の運営側にはいろいろな立場の人が入って、「こめっこ」をどういった感じに導いていくのか、第三者の立場で意見をいただけるような形になってもいいのではないかと思うのですが。

大聴協の内部組織のようだという話になりますが、大聴協が持っていると思われても困るので、オープンな形で。オープンというのは、別の立場の人たちも入っていただいて、「こめっこ」の運営をスムーズにしていくという方法を、もう少し柔軟に考えていただけたらと考えています。

#### ○河崎部会長

事務局、よろしく願いいたします。

#### ○事務局

「こめっこ」を含めて第三者的な、高度専門的な立場からご了解いただくのが本日の場です。これで不十分ということがあれば、委員の追加等をまた部会長とも協議をして進めさせていただきたいと思えます。

#### ○河崎部会長

ありがとうございました。はい、委員、お願いいたします。

## ○委員

よろしくお願ひいたします。「こめっこ」の取組みについては興味があつて、一度見てみたいと思ひながら見ていないのですが、できればこの場で少し動画的なものでも見せていただけたら非常にうれしうと思つたのが1つ。

それと、どうしてもその手話言語という話になつてくると、聴覚障がい者というくくりになるのですが、せつかく乳幼児期から手話の獲得をされるのであれば、一般の乳幼児も一緒に学べるような場があるといいのではないかと思ひます。私どもで、たまたま聴覚障がいの方がいらつしたのが、子どものときにお母さんが「手話を教へても周りに手話ができる人間がないのだから、意味がないから音声言語を覚えなさい」と、手話の勉強ができなかつたという話を聞いたことがあるのです。だから、子どもたちが同世代の子どもたちと遊ぶときに、手話の理解があればもっと広がるのではないかなということをとつとも思ひます。

先ほど河崎部会長が、子どもは吸い取り紙のように吸収していくというような話がありましたので、聞こえる子どもたちも小さいころから手話に親しむことで、聴覚に障がいのある方々もその中で一緒に育っていくことができるのかなと感じました。「こめっこ」の取組みがそのような形で広がっていくといいなというようなことを、今、先生のお話を伺つて思ひました。よろしくお願ひいたします。

## ○河崎部会長

ありがとうございます。大変、励みになります。ほかに。委員、よろしくお願ひいたします。

## ○委員

「こめっこ」の事業に関連する人材につきまして、私の意見も含めまして、3点、質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、スーパーバイザーは河崎部会長1人でなさつて居るのですが、「大丈夫かな」と思つて居るのですね。つまり、この事業にだけ専念して居るのであれば、お一人で十分だと思つて居るのですが、河崎部会長は、そもそもは神戸大学の教員であるので、教育もしなければいけないし、研究者であるので論文も書かなければならないという大きな仕事があります。

そして実践としての「こめっこ」にも関わつてもらつて居るわけですが、そうすると、非常に仕事量が多すぎるのではないかと勝手に思つて居るのですが、河崎部会長が「頑張つてやりますよ」と言われればそれつきりなのですが、しかしやる気があつても実際に人の使える時間は1人1日24時間しかありませんので、何もかも1人でできるということにはならないと思ひますので、ですから、「こめっこ」の事業をこれからますます充実させるためには、スーパーバイザーをフォローして下さる、そういう助手とか補佐役というか、そのような人材が必要ではないかと考えて居ます。



どのような人材がいいのか、単なる職員では駄目だと思っておりますので。つまり、心理学を修めている。例えば臨床心理士のような専門職。さらにその人は当然、手話を知っていなければならない。そのような人材をぜひ早いうちに、何とか探してこの事業に関わってもらえるようにしてもらえないだろうか。してもらえないだろうかというよりも、すべきであるというのが私の意見なのですが。

その質問を受けまして、大阪府さんにぜひこれは前向きに検討していただきたいと思っています。部会長にももちろんご相談されてもいいのですが、部会長は「私がやりますよ」ときっとおっしゃると思うのです。でも、先ほど言いましたように1人の持っている時間は24時間しかありませんので、後継者を育てるとかそのような意味も含めると、やはり助手のような補佐役のような、重要な人材が必要と考えております。

2つ目ですが、スタッフにつきまして、現在2名のスタッフが配置されています。それで、「こめっこ」の事業のところ、「実施体制」のところを見ますと、このように書いてあるのですね。「メインスタッフ2名、大聴協職員。「こめっこ」の企画・運営・事務」と書いてあるのですが、私の認識では、スタッフは少なくともサービス提供の中心人材だと思っているのですね。その人が事務も担うというのはどのようなことなのかと思っているのです。

さらに資料、別紙1、別添1も「こめっこ」についての中間決算を見ますと、人件費に「事務員、スタッフ」というように、事務員がきちんと配置される予算編成になっているのですね。ところが「こめっこ」の事業を見ますと、事務員については一切書いていない。ということは、おそらく事務員がいないのだと。いないから、このようにスタッフに事務をしてもらっているという形になっていると思うのですが。

おそらくこの中間決算からいきますと、日本財団との契約の段階で、人数についてはわかりませんが、おそらくこれはたぶん1人だと思っておりますが、事務員を置くという条件で助成金が出ていると思うのですね。だから、事務員は早急に配置していただきたいです。それは、先ほど申しあげましたように、スタッフの基本的な役割はサービス提供に関わること。もちろん事務もやりますけれども、それに関する事務はやりますが、事務一般を専属にするような、そのような事務員が必要だと私は考えています。このことについて早急に解決していただきたいと。もちろん部会長のご意見もあるかも知れませんが、ぜひ、お願いしたいです。

3点目ですが、「こめっこ」事業というのは、最初はたくさんの方が来ていて、徐々に徐々に減っている。でも実際には集まってくる人たちは、9月には少し盛り返したという状況があります。先ほどの事務局からの報告にもありましたが、例えば、議会の各党派で非常に高く評価をしている。議会が評価しているからいいとか悪いとかいう問題ではないのですが、マスコミが非常に取り上げているという、マスコミが非常に興味を持っているという状況は、当然、当事者あるいは保護者にとって非常に重要な事業だと。

そのような関心の持ち方ではないかと思うのです。手話を身につけるといことは、決定的に重要だと思っております。

ですから、今後、来年度の取組みなどを読ませていただきますと、今後で考えますと、スタッフの拡充が必要ではないかと思っております。ますます集まってくる子どもたちあるいは保護者が増えていくというのはまず間違いのないと思っております。

そこで、資料1の第3条関係で、今後の方向性の企画の項にこのように書いてあるのです。 「こめっこ」のスタッフによる平日活動の実施、「こめっこ」に関する研究の実施、スタッフによって平日活動を行い、研究もする。そのスタッフというのは、現在おられる2名を指していると思うのですが、来年度からはこのように第1・第3の土曜日だけではなく、平日にも活動するという方向性が示されている。

そうすると、今の2名のスタッフだとちょっと足りない、ちょっとではなくて大いに足りないと思っております。だから、できるだけ早いうちにスタッフの拡充とかいい人を選んでいただきたい。それがいい人かどうかもちろん私にはわかりませんが、当然、部会長のご意見も聞きながら、大阪府さんとして前向きに検討していただきたい。

以上、3点についてお願いします。

#### ○河崎部会長

ありがとうございました。では、3点。委員からいただきましたご意見。すべていただきましたので、事務局からお答えいただけないでしょうか。

#### ○事務局

委員から3点ご指摘がございました。まず、スーパーバイザーの負担が大きすぎるのではというご指摘。それから、スタッフが確かに2ページの資料ですと、メインスタッフ2名、事務など会計、ある一方で13ページの人件費のところに事務員と書いていると。事務員がないのではないかとというご指摘。それから、最後、来年度の平日。今後、今年度も含めて平日活動、それから研究に関しての実施という、今後の方向性に記載していることとの兼ね合いもあって、スタッフに高度専門性のある方の拡充が必要ではないかと。そのような3点のご指摘がございました。

初めの1点については、昨年度、河崎部会長からの「こめっこ」にかかる取組みが必要である」というご提言がありながら、実際に事務局で京都の「にじっこ」も拝見させていただきまして、中身が非常に素晴らしかったということと、昨年度、部会長とも来年度以降どのように、「にじっこ」をベースにした大阪府域におけるそういった乳幼児の支援を行うかと。結果的に「こめっこ」という名前になっておりますが、それらをどのように進めていくかの調整をさせていただいている中で、「にじっこ」の現状を見ると、実はさほど負担感なく関わっていただけるのではないかと甘い見通しがございました。

しかし現状は、規模的にも「にじっこ」の10倍近い方が来られていますし、かなり「にじっこ」よりも内容をさらに詰めて河崎先生にも実施していただいておりますし、ま

さしく先ほどの河崎部会長からのお言葉にもありましたように、「毎日「こめっこ」のことを考えない日がない」というのはまさしくそのとおりで、そうさせているのは、少なくとも事務局もその一因であるかと思えます。

スタッフの拡充が必要ということとも兼ね合いがあるものだと思いますが、現に大阪府の施策として3年後には適正に続けていこうという取組みでして、たまたま日本財団さんが「支援をしたい」ということで申し出があり、その助成金の仕組みが民間団体が受け皿でなければならないということで、少なくともその受け皿となるべきは、先ほど委員からもご発言がありました。適正評価を適正な場で受けることができる主体ということで、公益社団法人でもあり、かつ、この部会の一員ともなっておられますし、大阪府の聴覚障がい者福祉行政を進める上での長年の唯一無二のパートナーと。手話を主にしている方々に関してはという条件つきでございますが、ということで、連携をずっとしてこられている大聴協さんをお願いをして、助成金の受け皿となっていていただいているところです。

今後、この「こめっこ」が、先ほど日本耳鼻科学会をも揺り動かすことにつながってきたということは、これは実はすごいことでして、そのような成果にもつながろうとしていると。実は、厚生労働省も非常に注目をしている、文部科学省も注目している大きな取組みであります。

だから、非常に大事にオール大阪の体制でこの事業については連携し、取り組んでいかなければならないという中で、そのすべてが現在、河崎先生の肩に乗ってしまっているという状況です。これについては、大阪府としてもしっかりとその体制について、河崎先生や大聴協さんとも相談しながら、必要となりましたら、この部会の委員の皆さまにも逐一ご相談しながら、河崎先生のフォローをしていただけるような高度専門人材の確保について動いていきたいと思えます。

ほか、事務員をどうすべきか、それからスタッフ、今後拡充にどのようなスタッフが必要なのかという点については、先ほど委員からは、河崎先生のご意見もあろうかと思うというようにご指摘いただいておりますので、大変恐縮でございますが、また河崎部会長の肩に責を置いてしまって大変恐縮でございますが、ここは事務局からあれこれご説明させていただくよりは、日夜スーパーバイザーとして「こめっこ」に関わっていただいている河崎部会長に、少しご発言をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○河崎部会長

ありがとうございました。私のことをそのようにご発言いただきまして、ありがとうございます。ぜひとも、後継者を育てるということも含め、一緒にやっていける心理士がいてくれたらと非常に思っているところですので、ご発言いただいて感謝いたします。

それから、スタッフの件ですが、まず、「こめっこ」の実施における実働スタッフとして、たくさんの当日スタッフ、ボランティアも含めましてやったださっているのですが、もっともっと必要になると思います。

まず0歳から6歳までみんな一緒に活動する時間をもったあと、やはり、そのあとで子どもたちの発達に合わせてグループを作って、少人数で丁寧にかかわっていただけることを、お父さん、お母さんがとても望んでおられるという声が上がってきています。そのような時間を設けようと思うと、そのグループの数だけスタッフが必要になってきますので、来年度に向けてその費用を確保していただきたいと思っております。また、研修を望むスタッフの声を聞きますと、スタッフの研修もまた重要な業務の中に入ってくると思いますので、その点も含めてお願いできればと思っております。

事務員のことが少し問題になっていましたが、それは前回の部会やネットワーク会議のときに、私は非常に具体的に人材像を含めてお願いしたいと申し上げておりましたし、そのあともまた大聴協さんにお伝えしていますので、それを汲んでお考えいただいているものと思っております。

ここでお話が出ていましたので少し申し上げますと、やはりお父さん、お母さん、聞こえる方からの問い合わせを一番に受ける、連絡できる事務職員ということになりますので、その方がどのような理解で接してくださるかというのが決め手になってきます。だから、事務員ではありますが、相談ということについての機能を一定果たせる人、そして最近いうところの「報・連・相（報告・連絡・相談）」という機能ですね、それをフルにこなせる方であって、かつ、手話への理解、そして子どもへの理解、それと「こめっこ」活動へのコミット。それがあって一緒にやっっていけるスタッフになるといいなと希望しております。

それはよくご理解していただいていると思うのですが、私、その後のことは存じないのですが、関心を持っていつもホームページを拝見していますので、求人が出てくることまでは存じ上げています。締切も、たぶんもう過ぎていたかと思っておりますので、そのあたりのところ、むしろ私よりも大聴協から説明をされたいかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○委員

スタッフの拡充に関してもありましたが、まず、事務員の話から。

事務局から説明がありましたように、昨年度、日本財団に申請をして断られたときというのは、結局、受け皿が私たち大聴協が引き受けることになってしまったときに、日本財団に申請するときの助成の条件は、20%以上自己負担であるという条件がついておりました。だから、協会の中で負担金のことも含めて相談をしまして、将来的に子どもたちが手話を獲得するという事業ができ、それができればいいなという考え方に基づいて、協会側が引き受けるということになったわけです。そのような経過がありました。

ただ、実際にやってみないとわからないところがありますよね。事務員については、協会の職員が担当する形で続いているところです。実際、本格的になってきますので、外部からの事務員の募集をしております。ぼちぼち採用試験をやる予定になっております。それが1点目です。

スタッフについてですが、今、2人を中心に活動しておりますが、その2人が別のスタッフに教えながら、先ほども言いましたように、2年後に新しい聴覚障がい者情報センター設立に向けましてのお話がありましたが、その間に2年後、3年後がどのような形になるのかわかりませんが、新しい事業としてスタートしたとしてもスタッフがいなければ難しくなりますので、スタッフの養成に関しては、今、2人が教育して指導しているところです。事業の拡大によってスタッフの拡充も必要になりますので、大聴協が・・・といってくださいますが、その点も含めてまた相談をしていきたいと思っております。

#### ○河崎部会長

ありがとうございます。事務員については、大聴協が引き受けてくださっている事業ということで、人材決定も大聴協で進めていかれるということなのですね。

もちろんそうだと思うのですが、一度「こめっこ」を見学に来ていただくことも含め、また、土曜日については「こめっこ」に業務として参加していただくという条件になるということは採用条件に含まれていて、一緒に活動をやっていけることで考えてよろしいのでしょうか。

#### ○委員

応募した人の採用試験の前に、2名のスタッフと一緒に話をしまして、その事業の話を説明しまして、まず、電話通訳ができるかどうかということ、その点検をさせていただきまして、また、経理の必要もありますので、計算事務に対してできるかどうかをまず優先的にやってみまして、それ以降に「こめっこ」のスタッフの中に入って、子どもたちに対応ができるかどうかということも、適正かどうかという評価も含めてやっていると思っています。心配いりませんので、大丈夫です。

#### ○河崎部会長

わかりました。大聴協で引き受けて主催して下さっている事業ですが、大阪府といっしょに、そして、ネットワーク皆で協力をしてやっていくということになっていきますので、その点はよろしいですね。確認させていただきますが、大阪府もそれでよろしいですか。

#### ○事務局

もともとがこのような取組みが必要であるということについては、手話言語条例検討部会での議論を踏まえて企画・立案されているものであるとともに、手話言語条例に基づく施策であるということも含めて、日本財団さんが助成の対象としてくださっているという、これは事実でございます。

今後、この取組みを、この評価部会での評価検証を踏まえ、平成32年度以降新設予定の府立視聴覚障がい者情報提供施設の機能として位置づけていくということについても、大阪府庁といたしましても、今年の2月議会の議場においても答弁でしっかりと明言しているところですから、そういった意味でも、助成の受け皿となっただいていいる大聴協さんはもとより、スーパーバイザーとして1日24時間お世話になっております河崎部会長、それから大阪府が、そしてこの評価部会でのご議論をしっかりと連携して、まずは大阪の制度的なインフラとして位置づけていくと。これが第一義です。

また、国なども、この取組みについては広域的に注目してくださっているところですので、必要な制度改正にも結びつけていく必要があるということからも、非常に公共性の高い事業だと考えられるところです。今後もしっかりと双方の連携をもって取り組んでいくべきと考えております。以上でございます。

#### ○河崎部会長

ありがとうございました。そのご支援をよろしくお願いいたします。それに加えて、私が少し懸念していることは、研究のことです。

研究については、大阪府が事務局をしてくださることになりました。ただ、「こめっこ」の活動そのもの、その現場が研究のデータがあがってくる場でもありますので、そこで活動しているスタッフというのは、「こめっこ」の活動そのものにも参加をしながら重要な研究員でもあります。

そのようになってきたときに、その人たちがしていることが、こちらは研究だから、こちらは「こめっこ」活動だからというように分けられてしまうと、立ち位置を失うと思いますし、またそれは勤務時間という点でも、「その時間はどちらの勤務なのか」ということにもなってくるかと思うのです。

私自身はそのあたりは自由にいますので、それは構わないのですが、これから本格的に、「こめっこ」スタッフとして活動しながら、かつ、重要なデータ、つまり、子どもたちがこのようなことをしたとか、お母さんがこんなエピソードを報告してくださったとか、それらの情報をきちんとデータとしてあげていってもらうことが重要になってきます。また、調査や検査を行うときには、スタッフの手話言語力をもって重要な調査者になっていただくこともあります。そのようになったときに切り分けることができないことがありますので、そのあたりの調整は、ぜひ、大阪府がきちんとしていただきたいということを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

そのほかにご意見・質問がありますでしょうか。よろしいですか。時間がきましたので、このあたりでこの議題についての質疑応答は終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。たくさんのご意見をいただきました。

資料1の「こめっこ」の今後の方向性というところには、日本財団への推薦が含まれております。先ほどからも話題になっておりましたこの申請、期限が今月末となっておりますので、時間が限られております。部会長である私と事務局に一任していただき、ま

た、大聴協とも十分調整をしながら形を整えていくということで進めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、第3条の残りの取組みから第5条までの取組みについて、残りの時間で審議してまいります。事務局、説明をお願いいたします。

#### ○事務局

はい。それでは手話言語条例に基づく取組み3条の後半の取組みと、それから4条、5条の取組みについて、一括してご説明をさせていただきます。

3条「乳幼児期からの手話の習得の機会の確保」ということで、乳幼児以外にも手話を必要とする方々の手話の習得の機会の確保について、大阪府として取り組んでいるところでございます。主には、中途失聴された方を対象に手話講座の開催を、これは条例施行以前から取り組んでいるものですが、今年度も引き続き取り組んでいるところでございます。

もう一つ、国際手話教室についても、条例施行以前から取り組んでいるところで。

このうち、中途失聴された方を対象とした手話講座については順調に、参加者も極めて少ないながらも伸びているところであり、今後もこの実績については注視していかなければならないと考えているところですが、国際手話教室については、昨年度、実質参加者が2名であったという形で、取組み継続の必要性についても、今後、来年度の予算議論を迎えようとしているところです。

適正に検討、判断をして対応していかなければならないと考えているところで、目標としても、より幅広い地域・より幅広い人が参加できる手法の検討、府内における同様の取組み事例における実態の調査も含むと。そして、大阪府の当該講座の果たすべき役割も検討していくということで、位置づけていただいているところです。これは今後の方向性にもなっているところです。これらに従って適正に考えていきたいと思っております。

続きまして、第4条、それから第5条にかかる部分です。第4条が「学校による手話の習得の機会の確保への支援」。第5条が「事業者による手話の習得の確保への支援」。これらの取組みについては、柱として3本ありまして、「社会人向け手話講座」、「手話講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供」、「手話に関して取り組む企業の検証、それら企業との連携」といった三本柱となっております。

それぞれのこれまでの状況ですが、社会人向け手話講座といたしましては、別紙3を付けております。別紙3「社会人向け手話講座について」という資料でございます。社会人を対象に手話講座を行っていくこととしているのですが、まずはとりわけニーズの高い、聴覚に障がいのある子どもの在学する学校の教員を対象に、今年度実施しているところでございます。

府内の聴覚支援学校全校において、それぞれの学校の状況・ニーズに合わせて入念な事前調整を踏まえ、それぞれ実施してきているところです。時間の都合上、説明は簡単

にさせていただきますが、それぞれの学校のアンケート結果も添付させていただいております。おおむね、講座の内容は「適切である」というご評価をいただいているところであります。ただ、一方で、学校によっては「もう少し難しくてもよいのでは」ですとか、「もう少しわかりやすくしてほしい」といったようなご意見も寄せられているところであります。

今後、このようなアンケート結果をもとに、受託団体である大聴協さんとも調整しながら、講座の内容について、これも今後しっかりと大阪府の制度として残していきたい取組みでございますので、そのような制度にふさわしい内容となるよう調整を進めていきます。

今後の方向性としては、まずは二一ズ等の高い学校の教員向け手話講座ということで実施していますが、さらに幅広い社会人向けの手話講座を今後実施していく予定です。また、今後の方向性が、当然ながらカリキュラムの確立、それからそのカリキュラムの普及方策の検討となっておりますので、このようなアンケートについては、重要視してしっかりと事業化への必要な改善を図ってまいります。

もう一つ、「手話講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供」と。これは毎年度、条例施行前から、大阪府から大聴協さんに対し、毎年3,000万円程度の施設運営費補助金の交付を行って取り組んできている取組みです。その概要を別紙4に付けさせていただいておりますが、時間の都合上、説明を割愛させていただきますが、昨年度をベースにすれば、今年度もおおむね昨年度の水準どおり運営がなされているところでございます。こういった取組みのさらなる活用も図っていかねばならないと、目標として設定されているところでありますので、引き続き大聴協さんに協力をお願いしていきたいと思っております。

最後、「企業との連携等に関する取組み」です。これまでの取組み状況としましては、前回の部会で、手話に取り組む企業を表彰する仕組みを新たに作りましとご説明したところであります。その1回目の表彰対象として、「手話エンターテイメント発信団 oioi（オイオイ）（一般社団法人手話エンターテイメント発信団 oioi）」という団体がハートフル企業チャレンジ応援賞を受賞されたところであります。今後、この団体とも協定締結等を視野に、さらに連携を深めていきたいと考えております。

この表彰の対象となるにはハートフル企業としての登録が必要となるわけですが、現在、企業としての登録は幅広く呼び掛けた結果、2団体が登録されているところであります。

そのほか、簡単なあいさつ等を学べる手話動画を大阪府で公開しているところであります。これについても、民間企業の連携、それから大聴協さんの監修等の協力もいただきながら取り組んでいるところであります。

そもそも大前提として、この条例全体の協定ということになっておりますので、この欄には記載してはおりませんが、3条から5条に至るまでの取組み全般に関する事業連携協定ということで、大阪府と大聴協さんとも協定締結を行っているところであります。



ここで改めてご紹介しておきます。この企業との連携については、今後さらに多くの企業との協定締結等の連携協働を進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○河崎部会長

ありがとうございました。では、ただ今の事務局の説明について、何か質問やご意見はございますでしょうか。はい、委員。

○委員

一つ、確認したいことがあるので教えていただきたいと思います。別紙3、社会人対象の手話講座についての概要を見ますと、まずは、聴覚障がいがある児童等がいる学校に対するというように、それに対してやると書いてあります。

実施状況ですが、それを見ますと、範囲は聴覚障がいの支援学校4校。参加人数を見ますと、ほとんど聴覚障がい支援学校の先生中心という理解でよろしいのでしょうか。私が思っていたのは、普通の小学校、そこに聞こえない子どもたち、中学、府立の高等学校もそうです。聞こえない生徒が今いると思います。そのような学校の先生方は含めないという理解でよろしいのでしょうか。そのあたりを教えてくださいませんか。

○事務局

事務局からお答えさせていただきます。市町村立の小中学校等の児童、教員に対して、どのように取り組んでいるかということでございますが、現状といたしましては別紙4をご覧くださいと思います。

あくまで現状としてということですが、別紙4の記載には「小中」とは書いていないのですが、当然ながら、大阪府から助成を受けて運営されておられる聴覚障がい者情報提供施設の機能として、手話講座の講師の派遣とか、そもそも聴覚障がい者理解を進めていくための講演講師の派遣、その他市町村の取組みを支援するための機能等が位置づけられておまして、こういった中で、これまで来、昨年度の手話言語条例検討部会でも大聴協さんから資料提供とともにご説明がありましたが、府立高校等で手話の授業などを展開されておられるところでして、今後もこのような機能を含め、活用して展開していきたいと考えております。

決して学校の先生しか考えていないということではなく、広く社会人等に向けて、手話講座、とりわけ、先ほど「こめっこ」においてもご議論いただいておりますが、当然ながら聴覚に障がいのある乳幼児の保護者の方々なども「社会人」に含まれると考えていますので、幅広くニーズなども考慮して事業を展開していきたいと考えております。以上でございます。

○委員

私の意見は、先ほどおっしゃった小中学校、府立高校の先生が、別紙4の情報提供施設の手話教室にも参加できるというお話でよろしいのでしょうかと。その先生方もそこに行けると。

○事務局

情報提供施設の手話教室は、情報提供施設において行っているものも当然ながら含まれますが、昨年度の手話言語条例検討部会でもご説明があったとおり、情報提供施設から高校等の現場に講師を派遣して手話教室を行う等の取組みもされておられるところです。それらの中には業界団体なども幅広く含まれておられまして、今後、こういった機能の活用等も視野に、連携を深めていきたいと思っております。

○委員

わかりました。

○河崎部会長

はい。ありがとうございました。ほかにご質問、ありますでしょうか。はい。委員どうぞ。

○委員

4条の下のところ。中途失聴者また難聴者向けの手話講座ですが、手話言語条例ができてから、いろいろなところから問い合わせがございまして。定員も少し増やしていますが、今でもやはり、途中からでも参加したいという要望もございまして。

また、以前から大阪府から委託されている事業で開催していますが、毎回、定員に近い申し込みがあります。今年度は特に市役所からのお問い合わせが多いです。というのは、難聴の方が役所を通して参加をしたいと連絡がくるわけです。

もう一つは、毎年、障がい者団体の応談の場で、難聴の人で手話講座に参加していた人が継続してほしいとか、内容などをもっと増やしてほしいとかの要望が必ず出ています。難聴の方にとっては、特に中途失聴の方は、今まで日本語をずっと使ってきました。そして急に手話という言葉覚えなければなりません。そのような場が少ないのでとても貴重な講座だと思っているということで、これは絶対に続けていかなければいけないと思っております。

○河崎部会長

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、議題1についてはこれで終わりにします。

それでは、議題2その他について、事務局より説明をお願いいたします。

○委員

ちょっと中途半端なときにすみません。ごめんなさい。

1つ。別紙3の社会人向け手話教室について考えたのですが、少し抵抗があります。なぜかといいますと、条例の4条に「学校による手話獲得の理解支援」と書いてあります。だから、社会人向けの手話教室は、障害者総合支援法の意思疎通支援事業として使えばいいのではと思います。合理的な配慮なども含めてですが、こちらは、学校科目という言葉。専門の手話を教えるので、教職員向けの手話教室で合っているのではないかと思います。そのように理解をしているのですが。

だから、先ほどおっしゃった小中の先生方は、情報提供施設で勉強できるのではなくて、きちんと手話言語条例の一つとして教員向けの手話講座を開いて、府立の学校に聞こえない子ども、生徒が通っていたら、そういう先生方を集めて教育に関する言葉の手話の獲得、それを教えていくような機会の提供、環境作りができればいいのではないかと、意見としてお伝えしておきます。

○河崎部会長

はい。ありがとうございました。ご質問いただいたおかげで、いろいろなことがよく理解できました。ありがとうございました。それでは、その他のところですね。

○事務局

最後ですね。この参考資料となっている2枚の資料がございます。

まず、「新生児聴覚検査推進体制整備事業」という資料からご説明させていただきます。先ほども委員からご指摘のありました、新生児聴覚スクリーニング検査後どのような支援体制が取られるべきなのか等を含めて検討していく場が、今年10月下旬に健康医療部という部局が主管となって設置される予定です。

現在、大阪府内の状況としては、市町村がスクリーニング検査の費用を助成する取り組みをしているのが1村のみという状況です。これについて厚生労働省としては、地方交付税交付金による措置をしているので積極的に取り組むべしと考えているけれども、全国的にも、府内でも、市町村による助成の取り組みが進んでいないので、都道府県からその体制整備について働きかけを行う会議を設置してくださいと。今年度からこのような補助金が厚生労働省から都道府県に出ると、だからこの会議を設置しますということになっています。

何を話し合うかといいますと、主に新生児聴覚スクリーニング検査を受けるまでに関しては、医療の分野で独自に体制整備のためのマニュアル等の作成が進められるということなのですが、スクリーニング検査で聴覚に障がい、疑いも含めてあるとなったのちの支援体制についてどうあるべきかを、今後の3カ年で議論をしていきたいと思います、このようなものでございます。

このメンバーには、河崎部会長をはじめ、大聴協さんにもお入りいただくと。その他、ネットワーク会議にもご参画の教育機関、それから児童発達支援機関もご参加される予定となっています。この中で折に触れて「こめっこ」などの早期支援等の必要性についても、手話言語条例を所管している立場からもご説明することになるのではと考えています。当然、この「こめっこ」のスタンスから、河崎先生のお言葉ですが、「日本語と手話の車の両輪で、言葉、コミュニケーション、心理面の発達を促す取り組み」ということで、そこについて丁寧に説明する機会があれば、説明をしていくという形になろうかと。

タイミング的に平成32年度の府立視聴覚障がい者情報提供施設のオープンに合わせる形で、この会議の結論をまとめることができる予定ですので、そのようなことも含め、手話言語条例所管部局の福祉部としては、河崎部会長、それから大聴協さんなどとも連

携して、この会議への意見表明に取り組んでいきたいと思っております。ご報告でございます。

もう1つが、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン（案）（中間とりまとめ）抜粋」というのが。これは何かといいますと、万博誘致をするために、万博誘致をすることで「このような大阪にしますよ」というものを、大阪府は現在作っている途中で、というものです。その中に、細かい説明は時間の都合上差し控えさせていただきますが、「乳幼児期からの言語としての手話の獲得を支援する環境整備を進める」という取組みも、このビジョンに位置づけられているという状況でございますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

○河崎部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事案につきまして、ご意見・ご質問がありましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

では、時間が過ぎましたので、これで本日の会は閉じさせていただきますと思います。ありがとうございました。本日の議題はすべて終了いたしました。それでは進行を事務局にお渡ししたいと思います。

○委員

すみません、1つだけ少しお願いをしたいのですが、よろしいでしょうか。

やはり、福祉局主導でそれでよろしいのですが、広報は評価部会として2条・3条・4条・5条によりますと、広報課と法務課、保健局、教育庁、労働局、そのような部局にもやはり参加していただきたいということをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○河崎部会長

大阪府、いかがでしょうか。

○事務局

本日は議会期間中ということで、たまたま来られていないということなのですが、当然ながらご議論いただいた内容については情報共有を、必要に応じて調整もしておりますし、この資料も提供しておりますので、来ないからといって全然関係ない、何ら連携していないことはございませんので、よろしくお願いたします。

○河崎部会長

はい。ありがとうございました。事務局、よろしくお願いたします。

○事務局

河崎部会長、委員の皆さま。本日はありがとうございました。

それでは、以上をもちまして「第2回 大阪府障がい者施策推進協議会 手話言語条例評価部会」を閉会させていただきます。皆さま、ありがとうございました。

（終了）